

CS和の会～化学物質過敏症の仲間たち～

代表 猿渡 温美



平成19年に発会した化学物質過敏症発症者のセルフヘルプ・グループ(※)です。定例の集まりでは仲間たちと悩みやつらさなど気持ちの共有や情報交換などを行っています。

※共通の悩みや問題を抱える人が、自主的に活動を行うグループ(連絡先) 〒221-0835横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 (かながわ県民センター12階メールボックスNo40) URL <http://home.n01.itscom.net/wanokai/>

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

発症者仲間たちの出会いと支えあい

「皆とおしゃべりしながら道を歩けるなんて、夢にも思わなかった!!」。CS和の会の親睦会「おしゃべり会」に初めて参加したMさんが涙ぐんで言った言葉です。

昔の友人とは会えないけれど、発症者仲間となら一緒にいても苦しくありません。柔軟剤を使った人が来れば皆で息を止めて道を避けたり、煙草を吸っている人を見かけると一斉に逃げ出したり…。言葉にしなくても同時に察知し、同時に逃げる、こんな小さなことで分かりあえるのがこの上なく楽しいのです。

●化学物質過敏症(Chemical Sensitivity: 以下CS)とは

CSは、それまで体内に取り込んだ化学物質がその人の許容量を超えた時に一気に発症すると言われていきます。発症すると、一般に使われている柔軟剤や防虫剤、建材、排気ガス、煙草、農薬や食品添加物などから出る化学物質で頭痛や動悸、体の痛み、しびれ、目のかすみ、下痢等、さまざまな不快な症状が繰り返し出現するため、ごく普通の人と接することも難しくなります。重症になると学校や職場に行くことはもちろん、自宅にいる

こともできなくなり、化学物質を避けるためにほとんど人の住まない山奥で避難生活を送っている人もいます。

CSは平成21年に保険病名に登録されましたが、社会的認知度が低く、周囲の無理解に苦しんでいる発症者も少なくありません。

●セルフヘルプ・グループ(SHG)としての活動

当会はCS発症者が自主的に運営している発症者のための会です。全員が発症者で、できることには限界があるため、ささやかに活動を続けています。会の集まりには、普段自宅から出られずじっとつらさに耐えている発症者も、参加後の数日間はダウンするのを覚悟の上で参加します。私たちにとって仲間との語り合いは、悩みや苦しみ、希望や勇気などの感情を共有できる貴重な癒しの場です。また、先輩仲間たちの経験に基づいた生活の知恵やアイデアは皆の生きる力になっています。

当会は県社協と横浜市男女共同参画センターから、メールボックスや会場利用の支援を受けています。SHGへの公的な機関の支援があるのは全国でも神奈川県と横浜市だけなので、地元でセルフヘルプ活動ができる私たちは非常に恵まれていると感謝しています。

平成29年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶ 保険金額			
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害0.3-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
傷害見舞費用			死亡時100万円 入院時15~7万円 通院時1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)		
定員	基本補償(A型)	
補基本(1~50名)	35,000~61,460円	
51~100名	68,270~97,000円	
以降1名~10名増ごと	1,500円	
付見舞費用(B型)	基本補償(A型) 保険料	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

◆ 29年度新設 看護師の賠償責任補償(プラン1-①オプション2)

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

(引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763